

取引時確認に関するQ&A



Q1：なぜ、取引時確認に回答する必要があるのですか？

ご回答

資金決済法の改正等に伴い、取引時確認が義務化されました。

Bizプリカは、資金決済法の「高額電子移転可能型前払式支払手段」に該当します。マネーロンダリング等に悪用されるリスクを低減するため、「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行事業者（特定事業者たる当社）は、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客への取引時確認の実施が義務づけられます。



Q2：取引時確認に応じない場合はどうなりますか？

ご回答

2025年10月31日までに未回答の場合、2025年11月1日以降は、代表さいふへの入金ができなくなります。※1

※1：代表さいふ、企業さいふの残高をカードにチャージしたり、カードの決済は可能です。お客様に取引時確認へご回答いただいた後、弊社内の手続きが完了するまで、1～2週間程度お時間を要します。
ご回答期限（2025年10月末）までにご対応をお願いいたします。



Q3：具体的にどのようなことを確認するのですか？

ご回答

犯罪収益移転防止法に基づき、法人の名称・所在地や取引の目的、実質的支配者※2をご申告いただくとともに、代表管理者様の本人確認※3を行います。

※2：実質的支配者が個人の場合は氏名・住所・生年月日、法人の場合は名称・所在地をご申告いただけます。

※3：スマートフォンで、顔写真の撮影および本人確認書類の撮影を行っていただけます。

取得した個人情報は、取引時確認以外に使用いたしません。



Q4：取引時確認の完了後、サービス内容に変更はありますか？

ご回答

サービス内容に変更はありません。

「Bizプリカ法人会員規約」第2条に定める「代表さいふ」の定義規定に記載のとおり、法人顧客1社（1契約）あたりの入金上限金額は、1か月あたり10億円、保有上限金額も10億円となります。また、カード1枚あたりのチャージ上限金額は、同条「ユーザーさいふ」の定義規定に記載のとおり、原則、1回あたり200万円、1日あたり300万円、1月あたり1,000万円です。



Q5：取引時確認に必要なデバイス、本人確認書類を持っていません。

ご回答

Bizプリカサポートセンターまでお問い合わせください。

ご回答の過程でスマートフォンを使用します。また、本人確認書類として、運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書のいずれか1点を撮影いただけます。スマートフォンや本人確認書類を有していない場合は、お問い合わせくださいませ。



Q6：登録中の代表管理者は、異動・退職しています。

ご回答

代表管理者様を変更いただいた後に、取引時確認にご回答ください。

Bizプリカ管理サイト上で、次の手順で代表管理者様を変更してください。[トップページ](#)> [ご契約内容](#)> [登録情報・外部サービス連携の確認・変更](#)をクリックし、「[連絡窓口となる管理者を変更する](#)」をクリックしてください。変更したいマスター管理者を選択し、「[変更する](#)」をクリックすると、変更が完了します。

取引時確認に関するQ&A



Q7：取引時確認の完了後、完了通知などは届きますか？

ご回答

完了通知などのお知らせメール等は届きません。

取引時確認に不備があった場合は、当社よりご連絡をさせていただきます。

なお、取引時確認が完了しているか否かは、Bizプリカサポートセンターまでお問い合わせいただければ、ご案内することは可能です。



Q8：実質的支配者とは何ですか？

ご回答

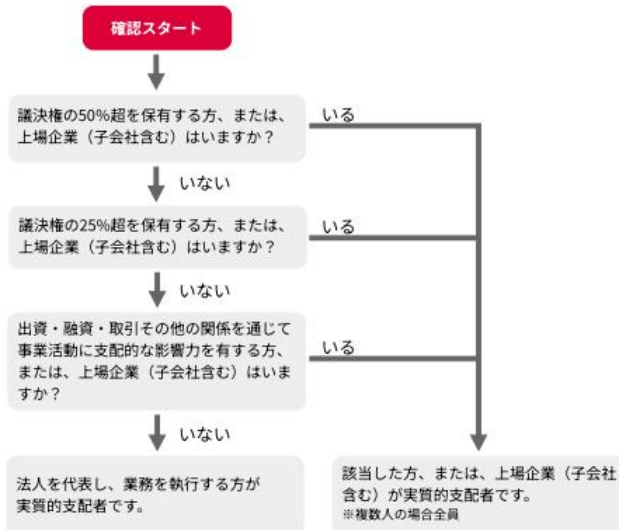
実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配できる個人のほか、国、地方公共団体、上場企業（子会社含む）が該当します。

以下のフローをご参考になし、貴社にて実質的支配者を判定のうえご申告ください。

実質的支配者の判定方法

お客様が資本多数決法人※の場合

※株式会社、投資法人、特定目的会社等



お客様が資本多数決法人でない場合

